第４４２回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年７月２５日（金）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１６人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　８人
水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、
齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、鈴木章推進委員
傍聴　　なし

４　欠席委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　地域計画（案）に対する意見聴取について
日程５　報告第１号　農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について
日程６　報告第２号　農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について
日程７　報告第３号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程８　報告第４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程９　報告第５号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程10　報告第６号　非農地証明書の交付について
日程11　報告第７号　承認した農地改良届出について
日程12　報告第８号　民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明書の交付を受けた者に対する農地法第３条の規定による許可について
日程13　報告第９号　農地法第４条の規定による許可の取消願の受理について
６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、７月１８日に告示になりました、第４４２回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年７月１８日、上山市農業委員会告示第７号により、令和７年７月２５日、第４４２回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年７月１８日付け農委第１４４号をもって、第４４２回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４２回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１６人となっております。また、推進委員が８人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、４番、上妻一実委員、１１番、長沼健司委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は山辺町在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇です。金瓶地内の田３筆畑３筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の

	可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１３番　鈴木萬四郎委員。
鈴木委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１８日に株式会社〇〇の〇〇部長に電話で確認しました。この土地は令和５年より中間管理機構を通して借りている土地になります。〇〇氏は、家などは売り払い山辺へ嫁に行っており、金瓶には縁がなくなっている状態になります。田はそのまま〇〇で耕作しておりますが、畑は草木が生え蕨が出ている状態です。耕作には何ら問題ないかと思われますので許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、地域計画（案）に対する意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、地域計画（案）に対する意見について説明いたします。 別冊の「議第２号　地域計画（案）に対する意見について」をご覧ください。 令和７年３月２６日付けで地域農業を将来へ継続させていくための計画である地域計画を策定しておりますが、地域計画の変更にあたっては、

	地域農業の将来の在り方や目標地図に位置付けられた「農業を担う者」の名称や耕作面積等の変更ほか、農業振興地域の農用地区域からの除外や農地転用に際し、地域計画の見直しを行うこととしており、上山市長から３地区の地域計画の変更にあたり、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、意見を求められているものです。 資料の１ページをお開きください。 このたびは、中川地区の地域計画における１名の認定農業者の区域の追加、ならびに金瓶地区の地域計画における１名の認定新規就農者を「農業を担う者」とし、その区域の追加、また、久保手地区の地域計画における１名の認定農業者を「農業を担う者」とし、その区域の追加のほか、農地転用を含む区域の除外であります。 資料の６ページをお開きください。 中川地区の地域計画における１名の認定農業者として、〇〇氏の区域を資料の１１ページに追加されております。 資料の２２ページをお開きください。 金瓶地区の地域計画における「農業を担う者」として、認定新規就農者の〇〇氏を追加し、〇〇氏の区域を資料の２７ページに追加されております。 資料の３２ページをお開きください。 久保手地区の地域計画における「農業を担う者」として、認定農業者の〇〇氏を追加し、〇〇氏の区域を資料３３ページに追加されるほか、農地転用の申出があった農地を含む区域の除外がされております。本日お配りした「議第２号追加資料」をご覧ください。中心部にピンが表示されている４カ所が〇〇氏の追加される農地。その右側の斜線で表示されている部分が区域から除外する部分となります。 表紙をご覧ください。事務局といたしましては、提示された中川地区、金瓶地区及び久保手地区の地域計画案の内容については、適当であるとした意見等を付して本委員会の回答といたしたいと考えております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。
黒田委員	６ページの〇〇氏の面積が０ｈａとなっているのはどういうことか。
事務局	手元に資料がないため推測となりますが、０．０いくつという形で面積があり、見かけ上０．０ｈａとなっていると思われます。こちらにつきま

	しては初年度ということで、認定農業者になられている方は全て挙げさせて頂いております。今後の見直しの中で追加、除外といった修正をしていく予定となっております。
議長	その他質問ございますか。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。地域計画（案）に対する意見については、原案の通り決することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程５、報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の２ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。届出者は金生東一丁目在住の〇〇氏、会社員です。〇〇氏の駐車場として使用するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程６、報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理につい

	て報告いたしますので、議案書の３ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は金生東一丁目在住の○○氏、会社員、譲受人は八日町に事務所を有する○○株式会社です。金生東一丁目地内の畑１筆について、資材置場として利用するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。譲渡人は長清水二丁目在住の○○氏、無職、長清水一丁目在住の○○氏、無職、譲受人は酒田市に事務所を有する○○株式会社です。長清水一丁目地内の畑２筆について、共同住宅を建築するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の５ページをお開きください。１０件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は阿弥陀地在住の○○氏、借り人は山形市在住の○○氏であります。阿弥陀地地内の畑１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に

	記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑３筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３から６は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３から６について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は八日町在住の〇〇氏、中生居在住の〇〇氏、借り人は金生西三丁目に事務所を有する株式会社〇〇であります。中生居地内の田５筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号７及び８は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	整理番号７及び８について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は楢下在住の〇〇氏、借り人は高畠町在住の〇〇氏であります。楢下地内の田６筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。解約後は、〇〇氏にて耕作しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号９及び１０は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。
事務局長	整理番号９及び１０について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は山辺町在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の規定による所有権の移転のため、金瓶地内の田３筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。７件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号７については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の９ページをお開きください。４件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は久保手在住の〇〇氏、借り人は久保手在住の〇〇氏であります。両者は親子であります。久保手地内の田２筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑３筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３及び４は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３及び４は関連がありますので一括して報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもの

	で、貸し人は上生居在住の○○氏、借り人は上生居在住の○○氏であります。上生居地内の畑１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第６号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第６号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は美咲町一丁目在住の○○氏であります。中生居地内の畑１筆について申請があったものです。平成９年に県が道路拡幅工事を行って以降、道路、駐車場及び宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は山形市在住の○○氏であります。美咲町二丁目地内の畑２筆について申請があったものです。昭和３８年に集合住宅を建設し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１１、報告第７号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第７号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。所有者は美咲町一丁目在住の〇〇氏、施行者は原口に事務所を有する〇〇であります。隣接地に農業用施設を建築する際に発生した残土を利用して盛土を行い栽培に適した条件に改良するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１２、報告第８号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明書の交付を受けた者に対する農地法第３条の規定による許可について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第８号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明書の交付を受けた者に対する農地法第３条の規定による許可について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。 令和７年４月２５日開催の第４３９回上山市農業委員会総会において決定し、見出しの買受適格証明書を交付した者が最高価買受申出人になったことにより、申請した所有権移転を目的とする農地法第３条の規定による許可申請について許可いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１３、報告第９号、農地法第４条の規定による許可の取消願について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第９号、農地法第４条の規定による許可の取消願について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。１件の届出がありました。 整理番号１について報告いたします。申請人は須田板在住の〇〇氏であります。昭和６３年にタラの芽の栽培用の農業資材等を保管する農作業小屋を建築するため、牧野地内の畑１筆について農地法第４条の規定による許可を得ておりましたが、タラの芽の栽培事業が計画通りにいかず事業を断念し、現在に至るまで継続して申請地を耕作しているため、許可の取消を出願し受理されました。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（午後２時５分終了）

議事録署名委員

議事録署名委員